

事務連絡
平成25年5月27日

社団法人日本病院会
社団法人日本医療法人協会
社団法人全日本病院協会

} 御中

厚生労働省医政局指導課

指定地方公共機関の指定に係る留意事項について

日頃より新型インフルエンザ対策の推進につきまして御尽力いただきありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第3条第1号から第18号まで及び第19号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成25年4月17日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第6号に規定する指定公共機関が指定され、今般、特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関の指定に係る留意事項について、別添のとおり、内閣官房から各都道府県宛に通知されました。

ついては、内容を十分御理解いただくとともに、貴会の地方組織への周知をお願いいたします。

閣副第287号
平成25年5月20日

各府省庁
新型インフルエンザ等対策関係部局長 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）

指定地方公共機関の指定に係る留意事項の周知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第3条第1号から第18号まで及び第19号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成25年4月17日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第6号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところ。

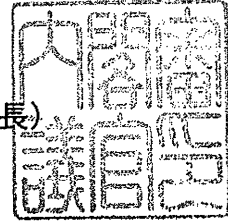
今般、特措法第2条第7号に規定する指定地方公共機関の指定に係る留意事項について、別紙のとおり都道府県に対し通知したので、関係各位におかれては、所管指定公共機関を含む関係団体等に周知されたい。



閣 副 第 277 号
平成 25 年 5 月 20 日

各都道府県知事 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）



指定地方公共機関の指定に係る留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 3 条第 1 号から第 18 号まで及び第 19 号の規定並びに内閣総理大臣公示（平成 25 年 4 月 17 日公布）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）が指定されたところ。

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の指定に係る留意事項について、下記のとおり通知する。

記

指定地方公共機関の対象事業者の種類等は、指定公共機関とある程度共通していることから、新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ（平成 25 年 2 月 7 日）において示された指定公共機関の指定基準を参考に、各都道府県の地域の実情等を踏まえて指定されることが想定される。

指定地方公共機関制度については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）にもあり、共通する業種については参考にされたい。

また、指定地方公共機関は、都道府県対策本部長である都道府県知事が、総合調整・指示を行う対象であり、発生時に的確に総合調整・指示が行えるよう指定法人数、法人の規模も考慮して指定すること。

個別業種の指定に係る留意点は以下のとおり。

(1) 医療機関

①感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）

②重症患者の治療が特に重要であるという観点から、相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている医療機関

※ 感染症指定医療機関以外の医療機関であっても、飛沫及び飛沫接触による感染が中心となると推測される場合には、陰圧装置つきの感染症専用ベッドを不可欠とするものではないから、当該地域における新型インフルエンザ等医療における重要性の程度を踏まえ、指定地方公共機関として指定することが適当。

※ 指定（地方）公共機関は、国、地方公共団体以外の法人を指定するものであり、国又は地方公共団体の開設する医療機関は対象外である。また、国において指定公共機関に指定している独立行政法人、日本赤十字社の地方病院は指定地方公共機関の対象外である。

(2) 医療関係団体

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本病院協会、公益社団法人日本薬剤師会及び公益社団法人日本看護協会が事業者団体として指定公共機関に指定されており、指定地方公共機関としては、当該事業者団体の地方組織を指定することが考えられる。

(3) 医薬品卸業

指定公共機関として一般社団法人日本医薬品卸売業連合会を指定しており、指定地方公共機関としては、各都道府県の医薬品卸業団体を指定。

なお、都道府県の医薬品卸業団体が法人格を取得していない場合は、当該団体と調査の上、傘下事業者を指定することは妨げない。

(4) 電気事業者

基本的に複数都道府県にわたるものであるため、災害対策基本法、国民保護法と同様に指定地方公共機関には指定しない。

(5) ガス事業者

災害対策基本法、国民保護法の指定地方公共機関と同様に必要に応じ指定することが考えられる。

(6) 鉄道事業者

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）における指定公共機関の指定基準と異なり、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、おおむね1億人以上の輸送実績を持つ事業者を対象としたところ。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さないが、指定する際には指定公共機関の指定基準の趣旨に留意すること。

(7) 旅客自動車運送事業者

路線バス事業者については、特措法においては住民避難の措置はなく、感染拡大防止対策を踏まえ運送を適切に実施する観点から、一定程度の輸送実績を持つ事業者を指定地方公共機関として指定することが考えられる。指定地方公共機関については、地域により状況が異なるため輸送量の基準となる具体的な数値は示さない。

(8) 貨物運送事業者

指定地方公共機関は、都道府県知事が総合調整・指示を行う対象であることから、個別事業者ではなく基本的に事業者団体を指定することが考えられる（事業規模により個別事業者を指定することを妨げない。）。

(9) 航空運送事業者

国において在外邦人の帰国支援の観点から国際路線を運航している事業者を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(10) 空港管理事業者

国において検疫のための集約先空港を指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(11) 水運事業者

- ・フェリーについては、事態対処法とは異なり、住民の避難の観点による旅客機能ではなく、緊急物資の輸送能力の観点から指定すること。
- ・内航海運については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、指定地方公共機関には指定しない（離島等、地域において必要性があれば指

定を妨げない。)

- ・外航海運については国において指定公共機関として指定しているため、指定地方公共機関には指定しない。

(12) 通信事業者

通信事業者については、基本的に複数都道府県にわたるものであるため、基本的に指定地方公共機関には指定しない(離島等、地域において必要性があれば指定を妨げない。)